

「FATCA(ファトカ)(外国口座税務コンプライアンス法)」に関する お客さまへのお願い

当社では、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」実施に関する日米関係官庁間の声明^(注)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行います。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

■ FATCA(ファトカ)とは?

FATCAは、2014年7月から開始する、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が所定の米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

■ 「所定の米国納税義務者」とは?

特定米国人(米国市民、米国居住者、非上場の米国法人等)、米国人所有の外国事業体が対象となります。詳しくは次ページの表をご参照ください。

■ FATCAの確認手続きとは?

保険契約の取引時において以下の確認手続きをお願いいたします。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類^(注)をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「納税者番号および宣誓の依頼書(様式W-9)」、「米国内国歳入庁への情報提供に関する同意書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

■ FATCAの確認手続きが必要となる場面は?

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住等、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

■ 報告対象となる特定米国人、米国人所有の外国事業体とは？

以下のお客さまが対象となります。

区分	概要	対象	非対象
特定米国人	米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・米国民 ・米国居住者^(注1) ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 等
米国人所有の外国事業体	実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体 ^(注2) をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・右記以外の外国事業体 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場法人およびその関連会社 ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行等） ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体 ・一定の非営利団体、公益法人 ・金融機関 等

(注1) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。

また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

(注2) 例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

■ 確認手続きに応じない、および報告に同意しない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

※FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。

<お問い合わせ先>

本件に関するお問い合わせにつきましては、以下の当社お客さまサービスセンターまでお電話いただきますようお願い申し上げます。

<p>【お客さまサービスセンター】</p> <p>フリーダイヤル：0120-81-8107（通話料無料）</p> <p>受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時</p>
--

以上